備に本国に行するを蒙り、長史司、査勘して襲封の結状の縁由を回報す。今、長史・使者・通事等の官の梁燦等を差わし、土船一隻に坐駕し、人伴・梢水を率領し、前来して通報せしむ。差わす所の人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字十一号半印勘合執照を給して通事鄭礼等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

長史一員　梁燦　人伴十名

使者三員　衛栄　馬嘉梅　麻金美　人伴九名

通事二員　鄭礼　蔡燫　人伴四名

管船火長・直庫二名　林華　馬文郎

梢水共に九十七名

万暦三年（一五七五）十二月二十一日

右の執照は通事鄭礼等に付し、此れに准ぜしむ

結状の事の為にす　執照

注（1）万暦元年…請封せしむ　『明実録』万暦元年十一月乙巳の条に記事がある。

（2）礼部の勘合の…回報す　注（1）の『明実録』に「下礼部、行福建鎮巡等官、査勘具奏」とある。

1-31-16

世子尚永の、万暦三年進貢の硫黄の不足分を補貢するため通事蔡朝傑等を遣わす執照（一五七五、一二、二一）

琉球国中山王世子尚永、硫黄を欠小する事の為にす。

照得するに、万暦三年（一五七五）の貢期に、已に正議大夫蔡朝器等及び護送の通事陳継茂等を差わし、土船二隻に坐駕し、硫黄・馬匹を分載し、前来して進貢せしむる内、期せずして陳継茂の船隻は風を被り海壇山に打傷して硫黄の漏湿すること過半なり。幸いにして人船は平安なるを得たり。此の為に今、通事蔡朝傑等を遣わし、人伴・梢水を率領し、小船一隻を撑駕し、硫黄五千斤を装載して前来して数を補わしむ。仍お福建等処承宣布政使司に赴き告稟して進収せしむる外、今、宙字十二号半印勘合執照を給して通事蔡朝傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅滞して便ならざるを得しむる毋れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

通事一員　蔡朝傑　人伴二名

管船火長・直庫　二名　林世栄　馬三駱

梢水共に四十九名

万暦三年（一五七五）十二月二十一日

右の執照は通事蔡朝傑等に付し、此れに准ぜしむ

硫黄を補数する事の為にす　執照

1-31-17　世子尚永の、進貢謝恩のため正議大夫梁灼等を遣わす執照

（一五七七、三、三）

琉球国中山王世子尚永、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁灼を遣わし、長史鄭迵等と同に表文一通を賫捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕して、馬二匹・生硫黄五千斤・金結束金起沙魚皮紋靶紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘線紮靶腰刀二十把・銀結束銀起沙魚皮紋靶紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆靶鞘衮刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘貼金靶鎗一十把・蘇木一千三百斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字十四号半印勘合執照を給して存留在船通事梁煥(1)等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す　赴京の

正議大夫一員　梁灼

長史一員　鄭迵

使者一員　馬称徳

都通事一員　陳継茂

存留在船使者一員　于朗

存留在船通事一員　梁煥

人伴三十二名

管船火長・直庫二名　林世泰　彭金

梢水共に六十三名

国王世子附搭の蘇木二千斤

万暦五年（一五七七）三月初三日

右の執照は存留在船通事梁煥等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の事の為にす　執照

注＊『明実録』万暦五年十二月癸未の条に関連の記事がある。

（1）梁煥　生没年不詳。呉江梁氏（亀嶋家）（『家譜（二）』七五九頁）。